平成２８年（フ）第１６１号
愛知県碧南市鶴見町６丁目27番地　オレンジハイツ205号
債務者　板倉　直行
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　聖志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月24日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１４３２号
札幌市北区新琴似８条９丁目７番３号　菅野哲弘方
債務者　菅野　　喬
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４９０号
札幌市西区発寒４条７丁目５番12号　ビュアーハイム202号
債務者　大西　朋紀
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５５４号
札幌市東区北22条東16丁目１番28―204号
債務者　高山　洋一
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８７号
群馬県富岡市内匠785番地
債務者　黛　　治子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第４１２号
埼玉県川越市諏訪町11番地１（グランメール202号室）
債務者　飯野　秀夫
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４４７号
埼玉県所沢市大字中富226番地の１　コーポラス小山101
債務者　櫻井　一彦
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４６３号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目８番地の１　フォンス206
債務者　古野まどか
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３０１号
相模原市中央区相模原１丁目８番17号　ハイツ八番館302
債務者　新堀なおみ
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３２５号
相模原市緑区東橋本２丁目30番３号　レールサイドヒルズ403号
債務者　遠藤　光徳
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３２６号
相模原市緑区東橋本２丁目30番３号　レールサイドヒルズ403号
債務者　遠藤　光雄
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３２９号
相模原市中央区上溝3173番地１　ホワイトハウス203号室
債務者　大塚　智也
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３３４号
相模原市南区相武台２丁目14番26号　梅花荘101号
債務者　長谷川潤子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５９４号
大阪府河内長野市汐の宮町31番５－９号
債務者　野田　好子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６５０号
大阪府河内長野市古野町16番21―107号、前住所大阪府河内長野市上原町888番地の16
債務者　百合比呂美（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
岡山県倉敷市田ノ上708番地１　メゾン倉敷206
債務者　髙尾恵利子（旧姓堀野）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１１９０号
福岡市早良区小田部７丁目４番12号
債務者　長　　和人
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部